

# 船舶事故調査報告書

令和4年7月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月22日 15時00分ごろ～17時05分ごろ
発生場所	沖縄県 <sup>みやこしま たかの</sup> 宮古島市高野漁港南東方沖 平安名 <sup>へんなさき</sup> 埼灯台から真方位305° 8.1海里付近 (概位 北緯24° 47.8′ 東経125° 20.8′)
事故の概要	プレジャーボートあやなみは、主機が停止し、無人の状態で見守り中、風波に圧流されて浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年1月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート あやなみ、2.9トン ON3-510411（漁船登録番号）、個人所有 第230-23960号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力102.97kW、回転 数毎分3,200、4気筒、ボア100mm、使用燃料軽油、平成3 年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部損傷（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風速 約9.2m/s、視界 不良 海象：波高 約4m、潮汐 上げ潮の中央期 宮古島市には、令和3年11月22日10時00分に波浪注意報及 び強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、燃料タンクを満タンの状態として高野漁港を出港して東平安名埼西方沖に到着した後、風雨が強くなり、船体が大きく動揺するようになってきたので引き返すこととし、高野漁港南東方沖を北西進中、急に主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたところ、セルモータが回るものの始動できず、半分以上残っていると思っていた燃料タンクの油量計がゼロを指していたので、自力航行が困難と判断し、船首から投錨して錨泊を開始した後、携帯電話で知人に救助を依頼した。 本船は、15時00分ごろ来援した知人の船が本船の大きさに比較して小さく、えい航することができなかったので、そのまま錨泊を続け、船長及び同乗者2人は、来援した知人の船に移乗し、高野漁港に戻った。 本船は、17時05分ごろ海上保安庁のヘリコプターによって浅礁

	<p>に乗り揚げているところを発見され、海上保安庁の職員により船固めされた。</p> <p>船長は、本事故後、アンカーロープが風に耐えきれずに切れて、本船が流されてしまったと思った。</p> <p>本事故後、本船が帰航中に同乗者が撮影していた操舵室内の写真を確認したところ、燃料タンクの油量計は半分程度を指していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、波浪注意報及び強風注意報が発表されている状況下、主機に燃料が供給されずに停止し、無人の状態で錨泊中、浅礁に乗り揚げられているところを発見されたことから、風波に圧流されて浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態で錨泊中、風波の影響を受けたことから、アンカーロープが切れた可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、航行中、燃料タンクの油量計が半分程度を指した状態で、急に主機が停止したことから、船体動揺によって燃料油配管系統に空気が混入し、主機が燃料を供給されずに停止して始動することができなかった可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、波浪注意報及び強風注意報が発表されている状況下、主機に燃料が供給されずに停止し、無人の状態で錨泊中、風波に圧流されて浅礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、出航前、アンカーロープの状態を確認しておくこと。</li> <li>・ 船固め用の太いロープを備えておくことが望ましい。</li> <li>・ 燃料タンクの燃料油取出し配管及び油量計の検出部は、航海中、船体動揺によって空気が混入することがないように確認しておくこと。</li> </ul>